

議会改革に関する検討結果

第1回報告書

平成30年2月

議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 2 月 5 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議会改革調査検討特別委員会
委員長 西 田 清 久

議会改革に関する検討結果について（第 1 回報告）

当委員会等で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

◎議会の情報公開の拡大について

情報公開の一環として、現在本会議の個人一般質問のみ動画配信を行っているが、既設の職員用カメラを活用し、すべての本会議及び全員協議会室で開催する常任委員会、特別委員会も動画配信を早急に行っていくべきである。また、傍聴者への撮影禁止規定は別紙 1 のとおり許可不要に改めるべきである。

なお、他の会議室で行う常任委員会、特別委員会等についても早期実施に向け方法等を検討すべきである。

◎議員間の自由討議のあり方について

浜田市議会基本条例に謳っている自由討議について、別紙 2（仮称）浜田市議会自由討議実施要領を定め、取り組む必要がある。

◎議場の開放について

市民に開かれた議会及び市民参加を推進するため、議場を開放し、議会が主体となってイベント等を実施していく必要がある。別紙 3（仮称）浜田市議会議場貸出要領を定め、実施に向け検討すべきである。

◎個人一般質問の通告について

個人一般質問や会派代表質問等の発言通告書提出を FAX・メールでも受付可能とすべきである。但し、その場合は締切日の 1 日前（11 時）までとし、発言順序はこれまでどおり提出順のくじ引きとする。

◎個人一般質問では議員の個人名の使用、扱いについて

会派内の議員の具体的な名前を出して褒める事例があったが、ケーブルテレビの放映が売名行為というパフォーマンスを助長することになってはいけない。発言について、今後議会運営委員会で検討されたい。

【浜田市議会傍聴規則】

現行	改正案
(写真、映画等の撮影の禁止)	(写真、映画等の撮影の禁止)
第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。	第7条 傍聴人は、議長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。

【浜田市議会委員会傍聴規程】

現行	改正案
(写真、映画等の撮影の禁止)	(写真、映画等の撮影の禁止)
第5条 傍聴人は、委員会室内において写真、映画等を撮影してはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。	第5条 傍聴人は、委員長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。

(仮称) 浜田市議会自由討議実施要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号第11条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の目的及び実施)

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会、調査会及び全員協議会において実施する。

(自由討議の議題)

第3条 自由討議の議題は、本会議及び委員会にあっては議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とし、調査会及び全員協議会にあっては自由討議に付すべき重要な課題とする。

(自由討議の開始)

第4条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により、委員会又は調査会においては委員長が発議又は委員の動議により、全員協議会においては議長の発議又は議員の発議により開始する。

- 2 議員又は委員による動議及び発議は、2人以上の賛成者(発議者を含む。)を必要とする。
- 3 前2項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。
- 4 本会議及び委員会における自由討議は、質疑後・討論前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 5 調査会及び全員協議会における自由討議は、市長その他の執行機関からの報告事項後に行なうものとする。

(発言者等)

第5条 発言者は、議長及び委員長が指名するものとする。

- 2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。
- 3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りでない。

(自由討議時間等)

第6条 自由討議は簡潔に行なうこととし、議長、委員長は必要があると認めるときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、調査会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(仮称) 浜田市議会議場貸出要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、市民に開かれた議会及び市民参加を推進するため浜田市議会議場の貸出運営について必要な事項を定める。

(貸出施設の種類)

第2条 貸出施設の種類は次のとおりとする。

(1) 議場

(使用時間及び閉場日)

第3条 貸出施設の使用時間及び閉場日は、次のとおりとする。ただし、議会事務局長が特に必要と認められるときは、使用時間及び閉場日を変更し、貸し出すことができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時まで

(2) 閉場日 ①1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
②土曜日、日曜日及び祝日

(貸出対象者)

第4条 貸出施設は浜田市が主催または共催する事業にのみ貸出することとする。ただし議長が特に認めるときはこの限りでない。

(使用の受付等)

第5条 使用の受付等は、次のとおりとする。

(1) 受付は、浜田市議会事務局窓口又は電話によるものとする。

(予約簿)

第6条 前条の規定により貸出施設の使用の予約を受け付けたときは、予約簿(第1号様式)に担当課、連絡先、使用目的、使用時間、使用人数を確認し、記入するものとする。

(予約日時の変更等)

第7条 第5項の規定により受け付けた貸出施設の予約について、貸出施設を議会の用務に使用する必要があるときは、その予約日時を変更又は取り消しすることができる。

(使用の開始と終了)

第8条 貸出施設を使用する者は、使用報告書(第2号様式)に必要事項を記入し、速やかに議会事務局に提出するものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 予約した使用目的以外の目的で使用しないこと。

(2) 転貸しないこと。

- (3) 掲示物を無断で掲出しないこと。
- (4) 危険物を持ち込まないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 予約した使用時間を超越しないこと。
- (7) その他貸出施設の使用について議会事務局職員の指示に従うこと。

(現状回復の義務)

第10条 使用者は、貸出施設の使用を終了したときは、速やかに現状に回復しなければならない。ただし、議会事務局長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、附属設備、器具等を滅失、き損、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、貸出施設の運営について必要な事項は、議会事務局長が定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。